

募 集

①国民健康保険被保険者・②後期高齢者医療保険被保険者の脳ドック受診者募集【保険年金課】

- 受診資格（申請時に各項目をすべて満たす人）
  - ①について
    - ・満40歳～74歳の橋本市国民健康保険被保険者
    - ・国民健康保険税完納世帯
    - ・令和3・4年度に受診していない人
    - ・令和5年度特定健康診査を受診しない人
  - ②について
    - ・橋本市の保険者番号を持つ和歌山県後期高齢者医療被保険者
    - ・後期高齢者医療保険料完納者
    - ・令和3・4年度に受診していない人
    - ・令和5年度健康診査を受診しない人
- 受診期間
  - ①について 5月下旬～令和6年3月末の火曜日
  - ②について 8月～令和6年3月（予定）
- 受診場所 橋本市民病院
- 募集人数（申込多数の場合は抽選）
  - ①について 180人
  - ②について 20人
- 申込期間（電話では申し込みできません）
  - ①について 4月24日(月)～28日(金)
  - ②について 5月8日(月)～10日(水)
- 持ち物 各被保険者証
- 負担額 10,000円
- 検査内容 MR検査、血液検査、動脈硬化測定検査、心電図検査など
- 申し込み・問い合わせ
  - ①について 保険年金課 国民健康保険係 ☎33-1271
  - ②について 保険年金課 高齢医療係 ☎33-1273

いきいき百歳体操4期生参加者募集

【いきいき健康課】

高齢者の介護が必要となる原因は、運動機能の低下によるものが一番多いといわれています。

椅子に座って、ゆっくりと手足を動かす筋力運動をしてみませんか。

- 日時 5月12日(金)から7月28日(金)の毎週金曜日  
午前10時～11時30分
- 場所 保健福祉センター
- 対象 概ね65歳以上の人で医師から運動を止められていない人
- 申込期限 4月14日(金)
- 定員 30人
- 申込方法 いきいき健康課で配布している申込書に必要事項を記入の上、持参またはファクスで申し込んでください。申込書は市ホームページからも入手できます。
- 申し込み・問い合わせ  
いきいき健康課 高齢福祉係  
☎33-3705 ファクス34-1652

歯周病検診を受けましょう

【いきいき健康課】

歯と歯ぐきの健康と口腔機能を保つために歯周病検診を受けましょう。

- 対象者 本年度40歳、50歳、60歳、70歳になる市民  
※対象者には受診券を送付しています。
- 受診方法 実施医療機関へ事前に電話予約
- 持ち物 受診券、健康保険証
- 検査期間 令和6年3月31日まで
- 検査費用 無料
- 問い合わせ  
いきいき健康課 保健予防係 ☎33-6111



橋本市への移住を応援します

橋本市への移住を応援するため、新築住宅取得および空き家の賃借、購入に対して、補助金を交付します。【シティプロモーション課】

- 転入夫婦新築住宅補助金
  - 対象 夫婦共に市外から転入し、新築住宅を取得した満40歳未満の夫婦
  - 補助額 300,000円
- 空き家お試し暮らし応援補助金
  - 対象 市外在住の人がわかやま空き家バンク、または橋本市空家バンク登録済の住宅を賃借する場合
  - 補助額 仲介手数料や最大3カ月分の家賃の2分の1の額（上限160,000円）
- 空き家移住応援補助金
  - 対象 転入に伴い、わかやま空き家バンクまたは橋本市空家バンク登録済の住宅を購入した場合
  - 補助額 取得費の2分の1の額（上限200,000円）  
※夫婦いずれかが40歳未満の場合、上限300,000円
- その他  
その他の要件については、市ホームページを確認していただくか、お問い合わせください。
- 申し込み・問い合わせ  
シティプロモーション課 交流定住係 ☎33-6103

事 業 者

市内で創業する人を応援します

【産業振興課】

本市経済を活性化させるため、市内で創業する人に対して、その創業などの経費の一部を補助します。申込方法など詳しくは、お問い合わせください。

- 橋本市創業促進事業補助金  
創業予定者であって、市内に住所を有し、市内で事業を興す人（法人の場合は、市内に本店登記を有し、市内で事業を興す人）
- 橋本市移住者起業安定化事業補助金  
市外から移住し起業する予定者であって、5年以上橋本市に定住する意思を持つ人（法人の場合は、市内に本店登記を有し、市内で事業を興す人）
- 対象業種 中小企業者（製造業、卸売業、小売業、サービス業）
- 受付期間 4月1日から随時受け付けます。  
※予算に達し次第締め切ります。
- 申し込み・問い合わせ 産業振興課 ☎33-1247  
※補助金は事業完了後の精算払いとなります。

イノシシ・シカなどの農作物被害防止用防護柵の設置補助金（県事業）

【農林振興課】

- 補助対象 市内に農地を所有する人（団体）で、野生動物による被害がある田畑に新たに設置する電気柵および金属防護柵が対象です。
- 補助額 設置費用の3分の2以内
- 申込方法 農林振興課で配布している申請用紙に必要事項を記入し、必要書類（見積書、設置場所図）とともに提出してください。
- 申込期間 4月3日(月)～5月19日(金)
- 申し込み・問い合わせ 農林振興課 ☎33-6113

環 境

浄化槽設置整備事業補助金について

【下水道課】

下水道事業および農業集落排水事業実施区域を除く市内全域で小型浄化槽の設置推進のため、設置費用の一部を助成します。すでに設置している場合は対象外です。なお、国・県の制度改正により補助金額が減額となる場合があります。

- 補助金額
  - 5人槽 332,000円
  - 7人槽 414,000円
  - 10人槽 548,000円
- 汲み取りトイレ、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換する場合
  - 上乗せ補助（令和8年度まで） 180,000円
  - 既存槽の撤去費用  
汲取り槽（上限90,000円）、単独処理浄化槽（上限120,000円）
  - 宅内配管工事 上限300,000円
- 単独処理浄化槽を雨水貯留槽へ再利用する場合
  - 再利用費用 上限90,000円
- 受付期間 4月3日(月)～11月30日(木)  
※予算に達し次第締め切ります。
- 申し込み・問い合わせ  
下水道課 計画係 ☎33-3160

税

休日と夜間の納付・納税相談

【税務課】

- 相談日時（毎月第4日曜日および第4水曜日）
  - 4月23日(日) 午前8時30分～午後5時
  - 4月26日(水) 午後5時15分～8時
- 場所・問い合わせ  
税務課 収納係 ☎33-6109



エルキューアル e L-Q Rを活用した市税の新しい納付方法について

4月から、現行の市税の納付方法に加え、納付書に印刷された「e L - Q R（地方税統一QRコード）」や「e L 番号」を利用して納付ができるようになります。【税務課】

- 対象税目
  - 固定資産税・都市計画税
  - 軽自動車税（種別割）
- 新たに可能となる納付方法
  - 全国の「地方税統一QRコード対応金融機関」での窓口納付
  - 「地方税お支払サイト」でのクレジットカード払い、インターネットバンキング、口座振替
  - スマートフォン決済アプリによる支払い
- 地方税お支払サイト  
<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>
- その他  
対応金融機関や支払い方法など詳しくは、「e L T A X」のホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご確認ください。  
※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
- 問い合わせ 税務課 収納係 ☎33-6109